

2ス第191号
令和2年4月27日

屋外スポーツ施設利用者 様

岡 崎 市 長

屋外スポーツ施設の利用中止について（通知）

平素は、本市のスポーツ行政に格段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、全国に緊急事態宣言が発令され、市内すべてのスポーツ施設を閉鎖しており、皆様には御不便御心配をおかけし申し訳ありません。

国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は依然減少傾向が確認できず、政府は緊急事態宣言の延長も検討していると報道されています。

また、市内の小中学校については、愛知県から休業期間の延長を受け令和2年5月31日まで休業することとなっております。

このような中、本市においては、現在実施されております**公共施設の休館を令和2年5月31日まで延長することを決定しました。**

つきましては、現在施設予約システムで予約登録されている**屋外スポーツ施設の利用の許可を取消しさせていただきますので御承知おきください。**

また、夜間照明使用料及び都市公園使用料をお支払いいただいている方につきましては使用料を還付いたしますので、岡崎市体育館(53-1811)にて手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、今後の対応につきましては、状況に応じて見直すことがございますので都度、岡崎市ホームページを御確認いただけると幸いです。

利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、ウイルス感染症拡大防止のため御理解、御協力をお願いいたします。

(担当:社会文化部スポーツ振興課スポーツ施設係 電話 23-6361 FAX23-7182)